

令和7年度第4回 徳島県最低賃金専門部会議事録

1 開催日時、場所

日時 令和7年9月1日（月） 午前9時00分～午前11時28分
場所 徳島地方合同庁舎6階会議室（徳島労働局）
(徳島市徳島町城内6-6)

2 出席者

(公益委員)	稻倉委員	段野委員	米澤委員
(労側委員)	川口委員	三木委員	南 委員
(使側委員)	五島委員	中村委員	脇田委員

3 主要議題

- (1) 徳島県最低賃金改正審議について
- (2) その他

4 議事

○段野部会長

ただいまより令和7年度第4回徳島県最低賃金専門部会を開催いたします。
事務局は委員の出席状況等を報告してください。

○事務局（賃金室長）

本専門部会は、最低賃金審議会令第5条第2項により、委員6名以上または各側委員の1名以上の出席により成立することとなっております。本日は、9名全員の方がご出席いただいております。本専門部会が成立していることを報告させていただきます。

また、本専門部会は公開しております。本日は、18名の方が傍聴されております。傍聴される方は、傍聴の注意事項を守っていただくようよろしくお願ひいたします。

○段野部会長

皆様、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願ひします。
それでは、徳島県最低賃金改正の審議をさらに進めてまいりたいと思います。
審議に入ります前に、事務局より連絡事項等はありますか。

○事務局（賃金室長）

本日は特にございません。

○段野部会長

ありがとうございます。それでは、金額審議に入りたいと思います。
本日も、前回と同様、個別協議を繰り返して審議を進めてまいりたいと思います。

前回までの審議について確認させていただきます。

労側は、目安額プラス5円の68円引き上げて1,048円というご意見。使側は、
目安どおりの63円引き上げて1,043円というご意見で持ち帰っていただきました。

前回からの変更等はございますでしょうか。川口委員、いかがでしょうか。

○川口委員

おはようございます。川口です。

この後の個別で話合いができたらと思っています。

○段野部会長

ありがとうございます。
使側の脇田委員、よろしくお願ひします。

○脇田委員

おはようございます。
私も同様で、個別でお願いいたしたいと思います。

○段野部会長

ありがとうございます。
ほかに、ご意見ございましたらよろしくお願ひします。

[委員から「なし」の声]

○段野部会長

それでは、個別協議に入りたいと思いますが、これまで公労、公使の順番で行
っておりましたけれども、今回も公労の審議から入りたいと思いますけれども、
いかがでしょうか。

○川口委員

できれば、公労、公使が終わった後、労使も含めて、そこでまた続けて公労に
なるかも分かりませんが、それはそれでまたお願ひできればと思います。

○段野部会長

承知しました。

では、そういうふうなご意見をいただきましたので、その順番で進めてまいりたいと思います。

それでは、公労の委員には5階会議室へ移動お願いします。

また、使側の委員は4階会議室の委員の控室に移動をお願いいたします。

[公労、公使、労使の順で二者協議]

○段野部会長

それでは、再開させていただきます。

労使委員の皆様、協議の結果はいかがでしょうか。

まず、労側、川口委員いかがでしょうか。

○脇田委員

私の方からお伝えしましょうか。

○段野部会長

では、脇田委員お願いします。

○脇田委員

それでは、労使の合意の内容を述べさせていただきます。

目安額63円に3円アップで、効力発効日を1月1日でお願いするということで労使合意に達しました。

以上です。

○段野部会長

ありがとうございます。川口委員からは、特によろしいでしょうか。

○川口委員

5円の差を埋めるに当たっての、今までにないぐらいの議論を重ねた結果の答えだと思っております。

○段野部会長

ありがとうございます。では、労使間におきまして、現在の最賃額980円から、目安額63円プラス3円を引き上げて1,046円とする。なお、発効日は令和8年1月1日とするということで、ご出席の労側、使側委員全員賛成したものと考えて

よろしいでしょうか。

[労使委員から「異議なし」の声]

○段野部会長

ありがとうございます。

公益委員の皆様は、この案についていかがでしょうか。

[公益委員から「異議なし」の声]

○段野部会長

ありがとうございます。

異議なしということで、公労使委員の皆様からお認めいただいたということになりました。

それでは、当専門部会で議論を尽くした結果、全会一致というすばらしい結果によりまして、徳島県最低賃金は63円プラス3円上げまして1,046円、発効日は令和8年1月1日ということで決議された旨の報告を本審に行うこととなります。

また、第2回本審で決定された事項ですが、地賃専門部会で全会一致となった場合、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用しまして、専門部会決議を本審議の決議とするとしておりまして、今回決定した内容を本審において答申することとなります。

事務局は、部会報告案、答申文案の配付をお願いいたします。

○事務局（賃金室長）

準備いたしますので、しばらくお待ちいただけたらと思います。

それと、お配りさせていただく部会報告案と答申文案、中身につきましては同じ内容となっておりますので、ご了承おきいただけたらと思います。

○段野部会長

では、よろしいでしょうか、皆様。

では、事務局より、部会報告案についての代読をお願いいたします。

○事務局（賃金室長）

部会報告案につきまして読み上げさせていただきます。

令和7年9月1日徳島地方最低賃金審議会会长段野聰子殿。

徳島地方最低賃金審議会徳島県最低賃金専門部会部会長段野聰子。

徳島県最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和7年7月17日、徳島地方最低賃金審議会において付託された徳島県最低賃金の改正決定において、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和5年10月1日発効の徳島県最低賃金(時間額896円)は令和5年度の徳島県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本報告書取りまとめに当たり、県内は中小企業・小規模事業者が大半を占める状況にあり、原材料価格の高騰や最低賃金額の上昇に伴う労務費等、事業運営コストが年々上昇する中、十分な価格転嫁が困難な状況も踏まえ、以下の事項について政府等に対し、なお一層の取組を強く要望する。

1、中小企業・小規模事業者に対するヒアリング等を行い、必要な支援についてきめ細やかに把握した上で、長期的な視点に立って、生産性の向上を始めとした経営環境の改善、もって賃金引上げに資する継続的な支援を行うこと。

2、労務費などの上昇を適正に価格転嫁できるよう、必要な施策を講ずること。特に、B to C事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、当該施策を講ずるに当たっては、消費者に対して転嫁に理解を求めていくことにも配意すること。

おって、最低賃金の改正審議において「通常の事業の賃金支払能力」の検討を行うに当たり、特に、中小企業・小規模事業者の当該能力の把握に資するデータが十分でないと考えられることから、整備を行うとともに、都道府県別の当該データを各地方最低賃金審議会に提供するよう、併せて要望する。

本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記。

公益代表委員 稲倉 典子 段野 聰子 米澤 和美

労働者代表委員 川口 誠二 三木 裕子 南 礼子

使用者代表委員 五島 寛治 中村 晃子 脇田 亮

別紙1、徳島県最低賃金。

- 1、適用する地域、徳島県の区域。
- 2、適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。
- 3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。
- 4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間1,046円。
- 5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精勤手当、通勤手当及び家族手当。

6、効力発生の日、令和8年1月1日。

別紙2、徳島県最低賃金と生活保護との比較について。

1、地域別最低賃金。（1）件名、徳島県最低賃金。（2）最低賃金額、時間額896円。（3）発効日、令和5年10月1日。

2、生活保護。（1）比較対象者、18歳から19歳、単身世帯者。（2）対象年度、令和5年度。（3）生活保護水準（令和5年度）。生活扶助基準（第1類費+第2類費+期末一時扶助費）の徳島県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（89,568円）。

3、生活保護に係る施策との整合性について。上記1の（2）に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると徳島県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

896円（徳島県最低賃金）× 173.8（1箇月平均法定労働時間数）× 0.807
以上となります。

○段野部会長

事務局より報告案の代読を行っていただきましたけれども、今の内容についてご確認をお願いいたします。

修正等のご意見はございませんでしょうか。

[委員から「なし」の声]

○段野部会長

ありがとうございます。

それでは、ただいまいただきました皆様の修正意見なしとのご判断により原案をもって部会報告及び答申することといたします。

それでは以上をもちまして専門部会の審議を終了といたします。

皆様、ありがとうございました。